

監査監第176号

令和5年4月25日

さいたま市長 清水 勇人 様
さいたま市議会議長 中島 隆一 様
さいたま市選挙管理委員会委員長 大倉 浩 様
さいたま市人事委員会委員長 白鳥 敏男 様
さいたま市代表監査委員 大内 美幸 様
さいたま市農業委員会会長 西形 知行 様

さいたま市監査委員 大内 美幸
同 工藤 道弘
同 江原 大輔
同 渋谷 佳孝

定期監査及び行政監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査及び行政監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

定期監査及び行政監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象部局等

議会局

総務部

秘書総務課

議事調査部

議事課、調査法制課

市長公室

秘書広報部

秘書課、広報課、広聴課

東京事務所

選挙管理委員会事務局

選挙課

人事委員会事務局

任用調査課

監査事務局

監査課

農業委員会事務局

農業振興課、農地調整課

(2) 対象事務

令和4年度（令和4年4月1日から令和4年11月末日まで）及び他の年度における財務に関する事務の執行並びに行政事務について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

ア 調定の時期及び手続は適正か。

イ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

(2) 支出事務

ア 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

イ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

ウ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3) 契約事務

ア 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。

イ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

ウ 契約書どおりの履行はなされているか。

(4) 財産管理事務

ア 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

(5) 行政事務

ア 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。

イ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

なお、監査の対象に議会局が含まれることから、地方自治法第196条第1項の規定により議員のうちから選任された江原大輔監査委員及び渋谷佳孝監査委員は、同法第199条の2の規定に該当する財務に関する事務の監査について除斥した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和4年12月20日（火）から令和5年4月21日（金）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 支出事務

資金前渡（電話料金）において、出納閉鎖前に精算しているにもかかわらず、精算残金を令和3年度の歳出戻入としていなかったため、地方自治法施行令第159条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【農業振興課】

(2) 契約事務

さいたま市東京事務所OA機器等賃貸借契約において、一般競争入札の告示に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【東京事務所】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。